

うるま市農水産業振興戦略拠点施設

指定管理者公募要項

令和6年8月

うるま市農林水産部生産振興課

はじめに

本市は、県内でも有数の農業都市として、多彩で魅力ある農水産物を豊富に抱える恵まれた環境にありながら、うるまブランドとしての定着化が不十分な状況にあります。また、農水産業従事者の高齢化や担い手不足等の問題が生じています。

本市農水産物のブランド力・魅力を高めながら広く周知させ、消費者の購買意欲を促し、生産者の所得向上を図り第一次産業の魅力向上等に繋げていくことが求められています。

うるま市農水産業振興戦略拠点施設は、本市農水産物に特化した農水産物直売所、加工所、飲食施設等の複合機能を有機的に連動させ、スケールメリットを活かした需要喚起と更なる供給拡大の相乗効果を図り、本市生産品のブランド化による販路拡大、地産地消、地産外商、6次産業化を推進し、経営耕作地及び生産量の拡大、担い手の確保・育成など第一次産業の持続・発展的な振興と地域産業の活性化に資する施設です。

1. 公募の目的

この公募要項は、うるま市農水産業振興戦略拠点施設条例（平成 27 年うるま市条例第 12 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、うるま市農水産業振興戦略拠点施設の管理を行う指定管理者の公募について、その詳細を定める事を目的とする。

2. 施設の名称等

- (1) 施設名称：うるま市農水産業振興戦略拠点施設（以下「拠点施設」という。）
- (2) 所在地：うるま市字前原 183 番 2
- (3) 全体概要：敷地面積 13,206.00 m²
延床面積 3,335 m²

※施設の概要及び業務内容等については、別添業務仕様書を参照のこと。

3. 予定指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間は、うるま市議会の議決により決定する。

市議会により指定管理者の指定の議案が可決した日から、指定期間開始日までの間は、運営準備期間とし指定の期間に含まない。

なお、指定管理者が運営準備期間に行う業務（別添仕様書参照）に係る費用は、指定管理者が負担し、当該業務を行う場所も指定管理者で確保するものとする。

※市長が管理を継続することが適当でないと認めたときは、指定期間中であっても指定を取り消すことができる。

4. 指定管理者公募に関する注意事項

指定管理者の指定を申請する者は、次の点を十分理解した上で申請すること。また、次の点に起因して損害が生じた場合であっても、市に対して損害賠償を一切求めることができない。

- ・指定管理者の指定に関する議案が議会で否決された場合。

5. 応募の資格等

申請できる団体の資格は、次のとおりとする。

(1) 法人その他の団体であること。

申請できる団体は、団体又は複数の団体により構成されたグループ（以下「共同企業体」という。）とし、法人格の有無は問わないが、個人での申請はできない。

また、共同企業体で応募する場合は下記の点に留意すること。

- ① 共同企業体の名称を設定し、代表となる団体を選定すること。なお、代表団体及び構成

員の変更は、原則として認めない。

- ② 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となり、または単独で申請することはできない。
- ③ 共同企業体で応募する場合は、共同企業体協定書兼委任状（様式第1号-1）及び共同企業体構成団体一覧表（様式第1号-2）の提出が必要となる。
- ④ 適格請求書（インボイス）発行事業者であること。

(2) 申請団体又は共同企業体の構成団体及びその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けてから2年を経過しない者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年法律制令第16号）第167条の11の規定により、本市における指名競争入札等の参加を制限されている者
- ③ うるま市税（同市税が課税されていない団体で市外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っている者
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは、その統制の下にある団体
- ⑥ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮刑以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受ける事がなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等
- ⑦ 「労働基準法等（労働者使用関連法令）」に違反し、公訴、送検又は命令等の行政処分を2年以内に受けている者。

6. 公募要項・公募説明会等

(1) 公募要項

- ① 配布期間：令和6年8月1日（木）～令和6年8月30日（金）まで
※土・日・祝日の日を除く（配布場所での受取の場合。）
- ② 配布時間：午前9時～午後5時まで
- ③ 配布場所：うるま市農林水産部生産振興課 農水産係

- ④ 配布方法：うるま市ホームページからダウンロード又は配布場所での受取り
※郵送での配布は行わない。

(2) 公募説明会

- ① 日 時：令和6年8月15日（木） 午後3時
- ② 場 所：うるま市農水産業振興戦略拠点施設（うるマルシェ）会議室
沖縄県うるま市字前原183番2
- ③ 申込方法：説明会参加には、事前の申込が必要です。
公募説明会参加申込書（様式第17号）に必要事項を記入し、提出先まで持参、郵送、FAX又は電子メールで、令和6年8月9日（金）午後5時まで提出すること。
なお、参加できる人数は各団体2名までとする。

(3) 公募参加表明書の提出

公募に関する質問の受付、提案書類の受付は、公募参加表明書（様式第18号）を提出した団体のみとし、公募参加表明書の提出がない団体は公募に参加することができない。

- ① 受付期間：令和6年8月1日（木）～令和6年8月16日（金）までに提出場所へ必着とする。
- ② 提出場所：うるま市農林水産部生産振興課 農水産係
〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号
- ③ 提出方法：提出場所まで持参又は郵送し、その他の方法は受け付けない。
※持参の場合は、土・日・祝日の日を除く午前9時～午後5時までとする。

(4) 質問の受付（募集要項や仕様書等に関する質疑）

- ① 受付期間：令和6年8月1日（木）～令和6年8月16日（金）午後5時まで
- ② 受付方法：質問票（様式第19号）に質問の趣旨を簡潔にまとめ、FAX又は電子メールで提出すること。

※受付期間外、電話や口頭など上記以外の方法での質問には、一切応じません。

- ③ 提出先：うるま市農林水産部生産振興課 農水産係 宛て
FAX 098-923-7686
E-mail seisansinkouka@city.uruma.lg.jp

※必ず送信・受信確認の電話をすること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年8月23日（金）までに、うるま市ホームページにおいて公表する。

※質問内容によっては回答しない場合もある。この場合の問合せ、意義申し立ては一切受け付けない。

7. 応募の手続き

申請を希望する団体は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 共同企業体協定書兼委任状（様式第1号-1） ※グループ応募の場合
- ③ 共同企業体構成団体一覧表（様式第1号-2） ※グループ応募の場合
- ④ 宣誓書（様式第2号）
- ⑤ 団体の概要（様式第3号）
- ⑥ 主要業務実績（様式第3号-1）
- ⑦ 事業計画書（様式第4号～15号）
- ⑧ 指定管理業務収支計画書（様式第16号、16号-1）
- ⑨ 申請ができる団体の資格を有していることを証する書類（添付書類）
 - ※グループ応募の場合は、全ての構成員分
 - ア 法人登記簿謄本、定款、寄附行為、規約その他これに類する書類
 - ※申請日前3ヶ月以内に交付されたもの
 - ※法人以外の団体にあつては、これらに類する書類
 - イ 法人税、県税、市町村税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
 - ※直近3カ年分
 - ※納税義務がない場合は、その理由を記した申立書（任意書式）
 - ウ 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や業務執行体制がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
 - エ 役員の名簿及び履歴を記載した書類
 - オ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）
 - カ 印鑑証明書
 - キ 適格請求書（インボイス）発行事業者の登録通知書の写し
- ⑩ 団体の経営状況を証する書類（添付書類）
 - ※グループ応募の場合は、全ての構成員分
 - ア 財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書、又はこれに準ずる書類
 - ※貸借対照表及び損益計算書、又はこれに準ずる書類については直近3事業年度分
 - ※法人以外の団体にあつては、これらに類する書類
 - イ 法人等の予算関係書類（直近1カ年の事業計画書、収支計算書又はこれらに準ずる書類） ※法人以外の団体にあつては、これらに類する書類

ウ 申請書を提出する日の属する事業年度に設立する団体にあつては、その設立時における財産目録 ※法人以外の団体にあつては、これらに類する書類

(2) 事業計画書の構成

拠点施設は、うるま市第一次産業の持続・発展的な振興と地域産業の活性化に資する使命を持った施設である。

拠点施設の機能をより効果的なものとするため、以下の様式に類似施設の管理運営実績等があれば、それも含め、実際に拠点施設の指定管理を行った場合の具体的・実施レベルの内容を記載すること。

- ① 事業計画表紙（様式第 4 号）
- ② 1. 経営又は団体の運営について（様式第 5 号）
- ③ 2. 施設の管理運営について（様式第 6 号）
- ④ 3. 施設の有効利用について（様式第 7 号）
- ⑤ 4. 住民の平等利用の確保について（様式第 8 号）
- ⑥ 5. 管理運営体制について（様式第 9 号）
管理運営体制計画書（様式第 9 号-1）
- ⑦ 6. 危機管理対策について（様式第 10 号）
- ⑧ 7. 施設、設備の保守、清掃について（様式第 11 号）
- ⑨ 8. 個人情報保護について（様式第 12 号）
- ⑩ 9. サービス水準の維持・向上について（様式第 13 号）
- ⑪ 10. 自主事業について（様式第 14 号）
- ⑫ 11. 拠点施設が稼働することで予測される効果への提案について（様式第 15 号）

(3) 応募方法

- ① 申請期間：令和 6 年 8 月 1 日（木）から令和 6 年 8 月 30 日（金）まで
※土・日・祝日の日を除く
- ② 提出時間：午前 9 時～午後 5 時まで
- ③ 提出場所：うるま市農林水産部生産振興課 農水産係
- ④ 提出方法：提出書類一式を直接持参で提出すること。提出期間外、提出方法以外の申請は受け付けない。

(4) 提出部数

- ① 提出部数は、正本 1 部、副本 15 部とする。（計 16 部）
- ② 提出の際は、(1) 提出書類で掲げた①から⑩の順に整理し、それぞれの書類毎にインデックスを貼付、提出書類①から連番で頁を中央下に記載すること。

※原則 A4 版とし A3 の場合は折ること。

(5) 無効又は失格

- ① 提出書類の提出方法、提出先、提出期限が守られていない場合。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ③ 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの。

(6) 申請にかかる経費

申請に要する費用は、全て申請者の負担とする。

(7) 申請に関する留意事項

- ① 提出書類は、理由の如何にかかわらず返還しない。
- ② 提出書類は、指定管理候補者の選定以外の用途には使用することはない。
- ③ 提出書類は、指定管理候補者選定委員会での審査のため必要に応じて複写するが、審査終了後、市の責任で速やかに廃棄する。
- ④ 書類提出後、辞退を申し出る場合は、辞退届(様式第20号)を提出すること。

8. 選定の方法等

(1) 選定の方法

指定管理者の候補者の選定審査は、「うるま市指定管理候補者選定等委員会」(以下「選定委員会」という。)で行う。なお選定における審査の基準・評価項目等は公表しない。

選定審査は、一次審査(書類審査)で3団体以内を選考し、二次審査(一次審査通過者の面接・プレゼンテーション)で指定管理者候補者を選定する。二次審査の日程等は、一次審査通過団体に文書で通知する。

(2) 選定結果通知

- ① 一次審査の結果は、全ての応募者に書面にて通知する。
- ② 二次審査の結果は、全ての二次審査参加者に書面にて通知する。
- ③ 一次審査、二次審査の結果についての問合せ、意義申し立ては一切受け付けない。

(3) 審査対象からの除外

- ① 審査に対し不当な要求等を申し入れた場合
- ② 選定委員会委員に個別に接触した場合
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ④ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ⑤ 提出書類の内容を変更した場合
- ⑥ その他不正な行為があった場合

(4) 再度の選定

選定された候補者が、指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者としない事情が生じたときは、審査において次点となったものから順に候補者を決定できる

ものとする。

9. 公募から指定管理業務開始までのスケジュール

内 容		日 程
応 募 関 係	募集要項の配布	令和6年8月1日(木)～令和6年8月30日(金)
	公募説明会参加の受付期間	令和6年8月1日(木)～令和6年8月9日(金)
	公募説明会	令和6年8月15日(木)
	公募参加表明書の受付期間	令和6年8月1日(木)～令和6年8月16日(金)
	質問の受付期間	令和6年8月1日(木)～令和6年8月16日(金)
	質問に対する回答	令和6年8月23日(金)までに
	申請書類の受付期間	令和6年8月1日(木)～令和6年8月30日(金)
	一次審査(書面審査)	令和6年10月中旬(予定)
	二次審査(面接・プレゼンテーション)	令和6年10月24日(予定)
	候補者の決定通知	令和6年10月下旬(予定)
市議会の議決		令和6年12月定例会(予定)
指定管理者指定通知		令和6年12月定例会(予定)
運営準備期間		指定管理者の指定の議案が市議会で可決した日から指定期間開始日まで(予定)
指定管理業務の期間		令和14年3月31日まで(予定)

10. 指定管理者の指定及び協定に関する事項

(1) 指定管理者の指定

市は、指定管理者の候補者に選定された団体について、うるま市議会の議決を経た後、当該候補者を指定管理者に指定する。

なお、市議会での議決が得られない場合、又は議決を得るまでの間に指定管理者の候補者を指定管理者として指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、当該候補者を指定管理者として指定しない。これらの場合、指定管理者の候補者が応募に関して負担した費用及び管理運営の準備のため負担した費用について、市は一切補償しない。

(2) 協定の締結

市と指定管理者は、本施設の適正かつ円滑に管理運営するために必要な基本事項について、協議の上協定を締結する。

協定は、指定期間全体を通じた基本協定と、指定期間中に毎年度締結する年度協定の2

種類とする。協定の主な項目は次のとおりですが、市と指定管理者の協議により変更する場合もある。

① 基本協定

本協定の趣旨、指定管理者の指定の意義、公共性及び自主性の尊重、信義誠実の原則、指定期間、開館時間及び休館日、管理の基準、業務の範囲、業務の実施、事業計画書、事業報告書、モニタリングの実施、調査等、業務の改善、第三者による実施、緊急時の対応、個人情報取扱い、指定管理料、利用料金、利用料金の取扱い、利用料金の減免、農水産業活性化活動費、販売促進費、生産振興費、施設等の修繕、備品等の貸与、備品等の購入、物品の帰属、損害賠償義務、第三者への賠償、保険、不可抗力発生時の対応、不可抗力等によって発生した費用等の負担、不可抗力等による一部業務実施の免除、リスク分担、業務の引き継ぎ、原状回復義務、備品等の扱い、指定の取り消し、指定の取り消しの申出、不可抗力等による指定の取り消し、指定期間終了時の取扱い、情報公開、地域との連携及び協働、苦情処理、権利・義務の譲渡の禁止、協定の変更、費用の負担、疑義についての協議、年度協定書

② 年度協定書

年度協定の目的、業務内容、疑義等の決定等

(3) 指定管理者の指定及び協定後の留意事項

① 指定管理者の指定を受けた団体が、協定の締結までに地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に規定する指定の取り消しの処分を受けた場合又は関係条例等に違反した場合、その指定を取り消すことがある。

② 協定を締結した後、指定管理者の責めに帰すべき事由で協定を解除した場合は、損害の範囲内で双方協議の上、賠償金を市に納入していただく。

11. 指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項

(1) 事業報告書等の作成及び提出

指定管理者は、別添業務仕様書に基づき、事業報告書を作成し、市に提出すること。

(2) 業務報告の聴取等

市は、指定管理者に対し、その管理する業務及び経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施状況を確認するため、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(3) 責任分担

リスク分担表（別添業務仕様書）で示すほか、経費負担の詳細については、必要に応じ協定書で定めるものとする。

(4) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失により、本施設又は本施設の設備を毀損し、又は滅失した

ときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(5) 第三者への賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により施設利用者等第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。

(6) 保険への加入

指定管理者は、その管理する業務の実施に当たり、自らのリスクに対して、適切な保険等に参加するものとする。

12. 事業継続が困難となった場合等の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市長は指定管理者の指定の取り消しを行うことができる。その場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負いません。なお、指定管理者の責めに帰すべき事由とは、次のとおり。

- ① 指定管理者の業務実施に際し不正行為があった場合
- ② 指定管理者が虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告を拒んだ場合
- ③ 協定の内容を履行せず、又はこれらに違反した場合
- ④ その他指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者から協定の締結解除の申出があった場合

(2) 不可抗力等による場合

風水害や地震等により不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去するよう適切に措置しなければならないが、不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について、市と協議することができる。

協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市長は指定の取り消しを行うものとする。

13. その他

(1) 業務の引き継ぎ

指定管理者は、指定期間終了後又は指定の取り消し等により、市又は次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく業務を継続できるよう、業務の引き継ぎを行うものとする。また、必要なデータ等について提供しなければならない。

(2) 原状回復義務

指定管理者は、指定が終了したときは、市と協議のうえ本施設又は本施設の設備を速やかに原状に回復しなければならない。

(3) 個人情報の取扱い

(1) 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。なお、同法第176条に罰則規定がある。

(2) 指定管理者が管理する公の施設の管理業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条の規定に基づき、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。なお、同法第176条に罰則規定がある。

(4) その他業務の実施条件

その他業務の実施条件、業務の実施、緊急時の対応、利用料金、指定又は指定の取り消し等に係る具体的な取扱いや細目的な取り決めについては、協定で定めるものとする。

14. 問合せ先

住 所：〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

担当部署：うるま市農林水産部生産振興課（本庁舎西棟1階）

電 話：098-923-7616

F A X：098-923-7686

E-mail: seisansinkouka@city.uruma.lg.jp

添付資料

1. うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者業務仕様書
2. うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者公募様式集
3. 施設概要書
4. うるま市農水産業振興戦略拠点施設条例及び同条例施行規則

※「うるま市農水産業振興戦略拠点施設事業実施計画」は市ホームページに掲載している。